



# 忘れず申告を済ませましょう！

# 所得税・村県民税の申告相談

令和3年1月1日現在、大衡村に住民登録をしている方で、令和2年1月1日から12月31日までの間に所得があった方を対象に、所得税・村県民税の申告相談を行います。

各行政区の申告相談日程は下表のとおりですので、できるだけ指定された日においでください。

なお、相談会場は大変混み合います。長時間お待ちいただく状況となっておりますので、時間に余裕をもってご来場ください。(例年、平日の午前受付分と、日曜開設時の午前受付分が大変混雑しています。) また、期限間際になりますと待ち時間も大変長くなりますので、早めの申告をお願いします。

※青色申告の受付は行いません。また、不動産の売却や、株、先物取引等の譲渡所得の申告、令和元年分以前の収入の申告等は、直接税務署での申告をお願いします。

## ◆令和2年分 所得税・村県民税の申告相談日程

会場：平林会館(役場隣り)  
2階創作室・遊戯室

受付日時		対象行政区・対象者	
2月	12日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時	衡中・衡中東・衡中北・衡下
	15日(月)		衡上・蕨崎・衡東・ときわ台
	16日(火)		駒場・大森・奥田
	17日(水)		大瓜上・大瓜下・松原
	18日(木)		指定日に申告できない方
	19日(金)		衡中・衡中東・衡中北・衡下
	21日(日)	午前8時30分～11時 午後1時～3時 (日曜開設)	指定日に申告できない方
	24日(水)	午前9時～11時 午後1時～4時	衡上・蕨崎・衡東・ときわ台
	25日(木)		駒場・大森・奥田
	26日(金)		大瓜上・大瓜下・松原
28日(日)	午前8時30分～11時 午後1時～3時 (日曜開設)	指定日に申告できない方	
3月	2日(火)	午前9時～11時 午後1時～4時	衡中・衡中東・衡中北・衡下
	3日(水)		衡上・蕨崎・衡東・ときわ台
	4日(木)		駒場・大森・奥田
	5日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時 午後6時～7時 (夜間開設)	指定日に申告できない方
	8日(月)	午前9時～11時 午後1時～4時	大瓜上・大瓜下・松原
	9日(火)		指定日に申告できない方
	10日(水)		
	11日(木)		
12日(金)			
15日(月)			

※2月22日(月)と3月1日(月)は相談受付は行いません。  
※日曜開設日は、午前7時45分に2階入口の鍵を開けます。

### ★申告に必要な書類等

- ①税務署から送付された『お知らせがき』(確定申告用紙等は、役場税務課窓口にて用意してあります。)
- ②給与、年金等の源泉徴収票、又は給与支払証明書
- ③営業、農業、不動産及びその他事業等の所得がある方は、仕入、売上、必要経費等を確認できる帳簿、領収書等の関係書類、持続化給付金などのコロナ対策関連の補填金等を受け取った場合は、申請先から発行された決定通知書等の金額が分かる書類
- ④配偶者等(家族)の収入がわかる書類
- ⑤社会保険料(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等)の領収書、国民年金保険料等を支払った旨を証する書類、生命保険料控除額証明書、地震保険料控除額証明書、障害者・療育手帳等
- ⑥医療費控除を受ける方は、「**医療費控除の明細書**」(本年分から明細書の添付が必須になりました。)、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」や医療機関等の領収書(社会保険、生命保険等で医療費の補填を受けた方は、補填された金額がわかる書類)
- ⑦寄附金(ふるさと納税等)控除を受ける方は、地方公共団体、又は各種団体等から交付された寄附金受領証明書(領収書)
- ⑧印鑑、申告者名義の取引先金融機関等口座番号のわかるもの(通帳等)

申告にはマイナンバーが必要です！

- マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方  
→マイナンバーカードをご持参ください。
- マイナンバーカードをお持ちでない方  
→個人番号通知カードと運転免許証・健康保険証等の本人確認書をご持参ください。

### ★申告をしなかった場合

- ・税務課で発行する所得証明書等の各種証明書の交付が受けられません。
- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者・介護保険第1号被保険者の方は、税額等の軽減対象であっても軽減されないことがあります。
- ・期限後の申告により所得金額が確定した場合は、村県民税、国民健康保険税等もさかのぼって課税されます。

### ★その他

- ・個人あてに申告相談日の通知をしていませんので、各行政区の指定日をお確かめのうえ、時間に余裕をもってご来場ください。
- ・収入及び経費については、申告相談日前にあらかじめ計算し、収支内訳書を作成してご来場ください。
- ・医療費控除を受ける方は、医療機関ごと、受診者ごとに領収書等をあらかじめ仕分けし、医療費控除の明細書を作成してご来場ください。健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」を持参する場合は作成する必要はありません。なお、明細書の様式は、国税庁ホームページ、又は役場税務課窓口にて備え付けています。(医療費控除額は、10万円と所得金額の5%のいずれか少ない方の金額を超えた金額が対象となります。)
- ・所得税の確定申告書を直接税務署に提出した方は、村県民税の申告は必要ありません。
- ・非課税証明書の交付を受けようとする方は、申告が必要です。

### 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の点にご協力をお願いします。

- マスクの着用
- 会場入り口での検温と手指の消毒
- 発熱、咳、くしゃみなど風邪の症状がある方、体調のすぐれない方は、症状が回復してからご来場ください。共用を避けるため、筆記用具をご持参ください。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513